



平成24年度 申告期限と納期限

国の税金は納税者が自ら所得等の申告を行うことにより税額を確定し、この確定した税額を納付することになっています。申告しなければならない人が申告しなかったり、申告期限を過ぎて申告すると「加算税」や「延滞税」が課される場合がありますので注意してください。

主な国税の申告期限および納期限

確定申告（平成24年分）	申告期限及び納期限
所得税	申告期間：平成25年2月18日（月）～平成25年3月15日（金） 還付申告は、平成25年2月18日（月）以前でも申告書の受付を行っています。 納期限：平成25年3月15日（金）
贈与税	申告期間：平成25年2月1日（金）～平成25年3月15日（金） 納期限：平成25年3月15日（金）
消費税および地方消費税	
個人事業者の消費税及び地方消費税	納期限：平成25年4月1日（月）
法人税	申告期限および納期限：事業年度終了後2か月以内
相続税	申告期限及び納期限：相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内



目次

平成24年度 申告期限と納期限	ページ 1
復興特別 所得税関係	"
公庫名をかたつた団体等による 融資の勧誘にご 注意ください	ページ 2
第2回奈良食祭	"

復興特別所得税関係（源泉徴収関係）

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成25年1月1日から施行されます。このため、源泉徴収義務者の方は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、その合計額を国に納付していただくこととなります。

源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額

源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の2.1%とされており、復興特別所得税は、所得税の源泉徴収の際に併せて源泉徴収することとされています。実際には、次のとおり、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して、所得税と復興特別所得税の合計税率を乗じて計算した金額を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書（納付書）で納付します。

【源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額】

支払金額等×合計税率(%) ※ = 源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額
(注) 算出した所得税及び復興特別所得税の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

※1 合計税率の計算式 合計税率(%) = 所得税率(%) × 102.1%

※2 所得税率に応じた合計税率の例

所得税率(%)	5	7	10	15	16	18	20
合計税率(%) (所得税率(%)×102.1%)	5.105	7.147	10.21	15.315	16.336	18.378	20.42

＜お問い合わせ先＞ 大和高田市西町1番15号
葛城税務署 TEL 0745-22-2721



葛城地区商工会広域協議会
ホームページのお知らせ
<http://www.koryonet.or.jp/kouiki/index.htm>

変化への対応
商工会が目指す
三つのアクション

成長する企業づくり

商工会の
パワーアップ

商工会事業の効率化と
支援の充実・強化